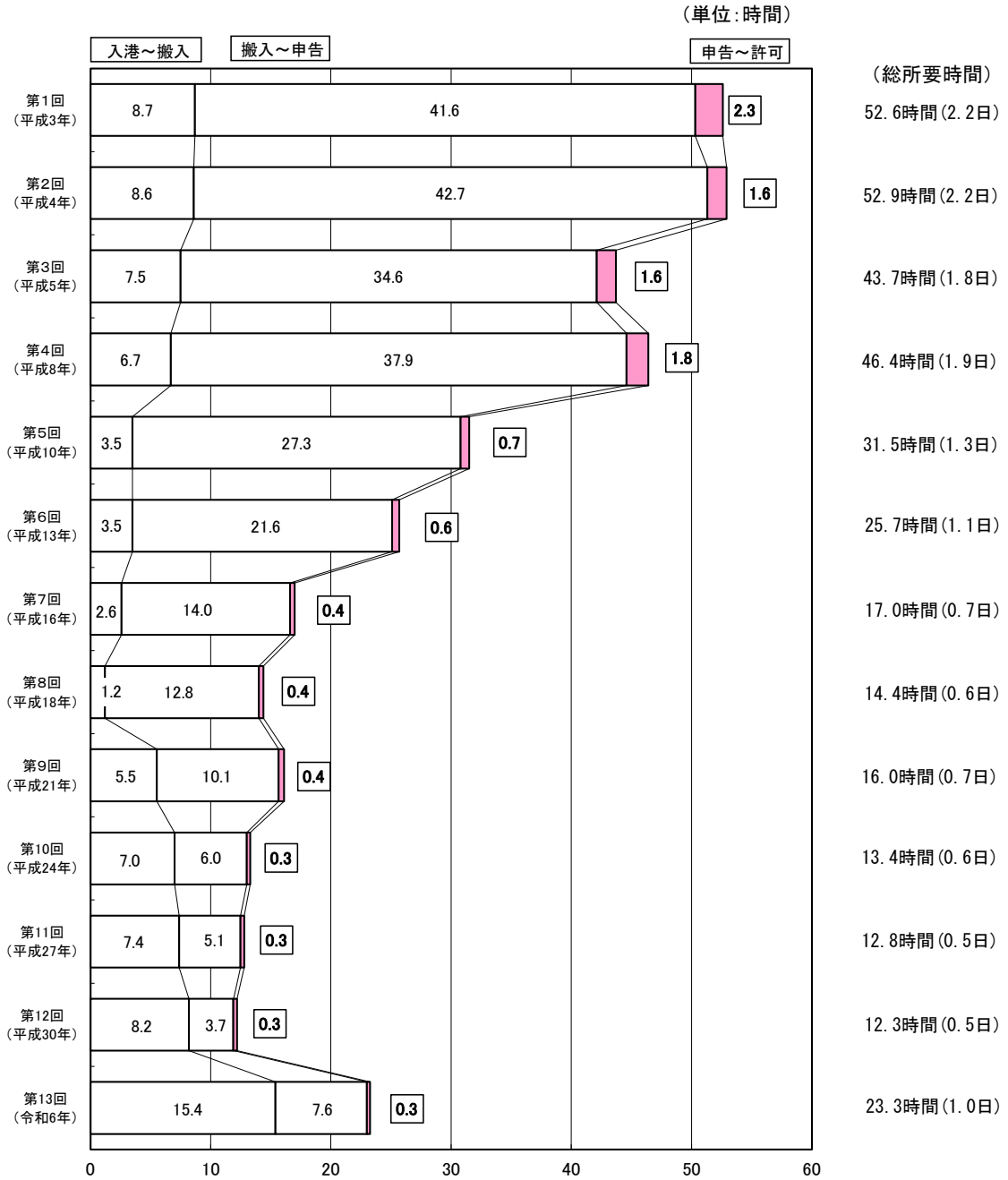


第13回輸入通関手続の所要時間調査集計結果(航空貨物)

調査期間：令和6年3月11日(月)～17日(日)

I. これまでの調査結果の推移



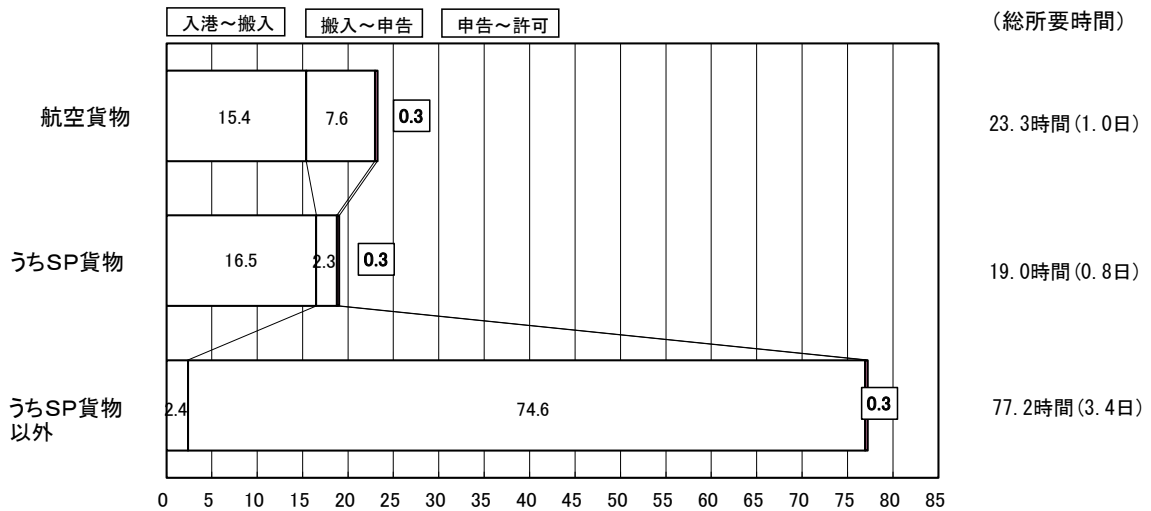
(注1) 第10回調査までは、一般貨物(Ⅲ. の注にある「AEO貨物」及びⅣ. の注にある「自由化申告貨物」以外の貨物)の平均所要時間の実績。
 第11回の調査においては、平成26年の全輸入申告に占める一般貨物及びAEO貨物それぞれの許可件数の割合に応じて、一般貨物とAEO貨物の平均所要時間を加重平均して算出した実績。

第12回・13回の調査においては、各前年の全輸入申告に占める一般貨物、AEO貨物及び自由化申告貨物のそれぞれの許可件数の割合に応じて、一般貨物、AEO貨物及び自由化申告貨物の平均所要時間を加重平均して算出した実績。

(注2) 端数処理(単位未満四捨五入)の関係で「入港～搬入」、「搬入～申告」、「申告～許可」の合計時間と総所要時間は必ずしも一致しない。
 (※以下、同様)

II. 今回の調査結果

1. SP貨物とSP貨物以外の平均所要時間



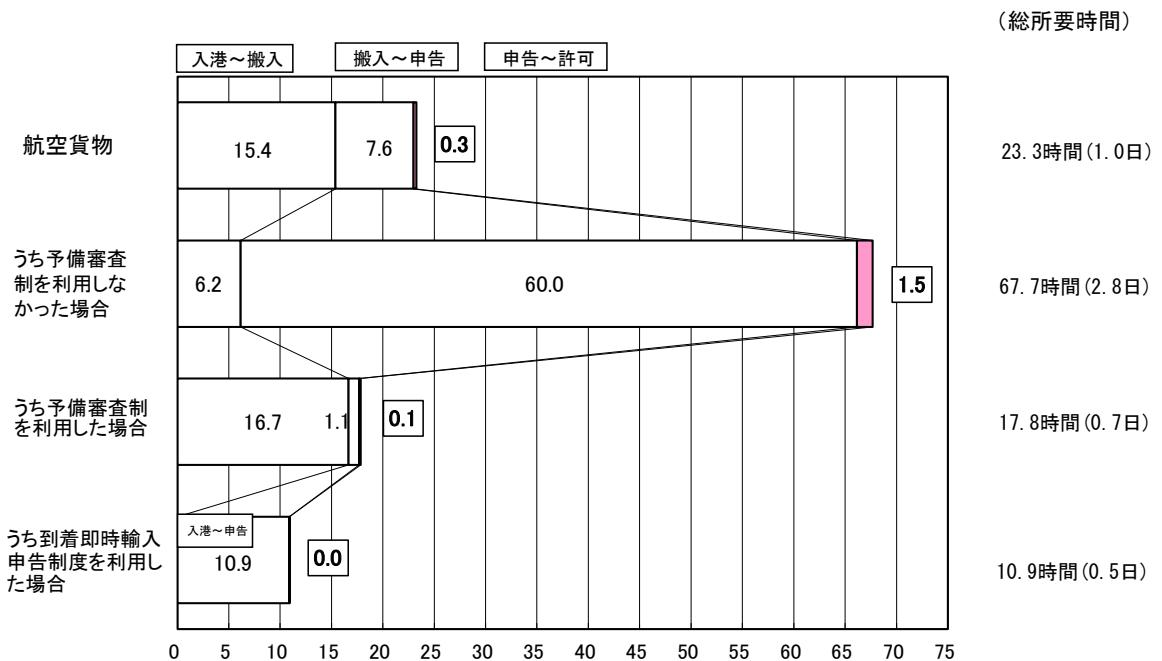
(注)SP貨物

SP貨物とは、輸出者(荷送人)の戸口から輸入者(荷受人)の戸口までの一貫輸送を基本とする貨物であり、国際エクスプレス貨物・国際宅配便といわれている小口急送貨物をいう。

【参考】SP貨物の入港～搬入の所要時間が長い理由

SP貨物は、平成19年より、成田地区で通関されていたものが東京都内に運送されて通関されるようになったことから、入港から搬入までの所要時間が一般的に長くなる傾向にある。

2. 予備審査制及び到着即時輸入申告制度を利用した貨物の平均所要時間



(注1)予備審査制

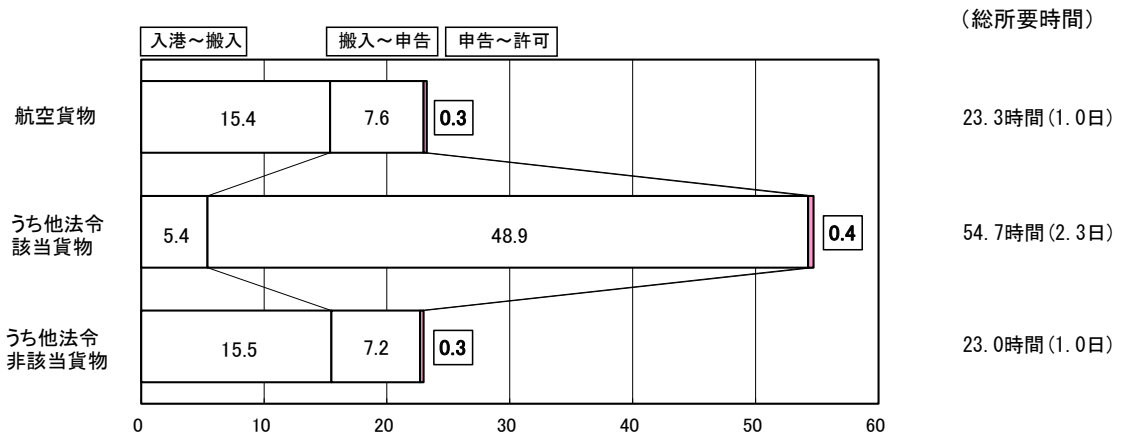
予備審査制とは、貨物が本邦に到着等する前に、予め税関に予備的な申告(予備申告)を行い、税関の審査(予備審査)を受けておくことができる制度である。

この制度を利用すれば、輸入に関する他法令手続が終了した後に税関への輸入申告及び審査が行われる貨物について、このような他法令手続と同時並行的に税関の審査を受けられるほか、保税地域への搬入後に正式な輸入申告を行った時点では、既に税関の審査が終了し、又は審査が行われていることから許可までの時間を短縮できるという効果がある。

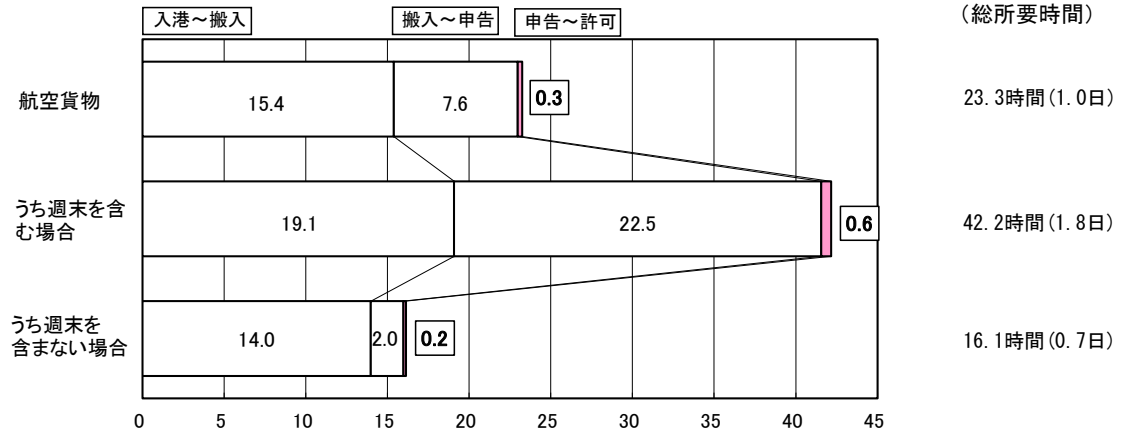
(注2)到着即時輸入申告制度

輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)を利用して予備申告を行った貨物のうち、取崩り上支障のないものとして検査が不要とされた貨物について、当該貨物の到着が確認されれば、保税地域へ搬入する前に輸入申告を行い、輸入の許可を受けることができる制度。

3. 関税関係法令以外の法令に該当する場合と該当しない場合の平均所要時間

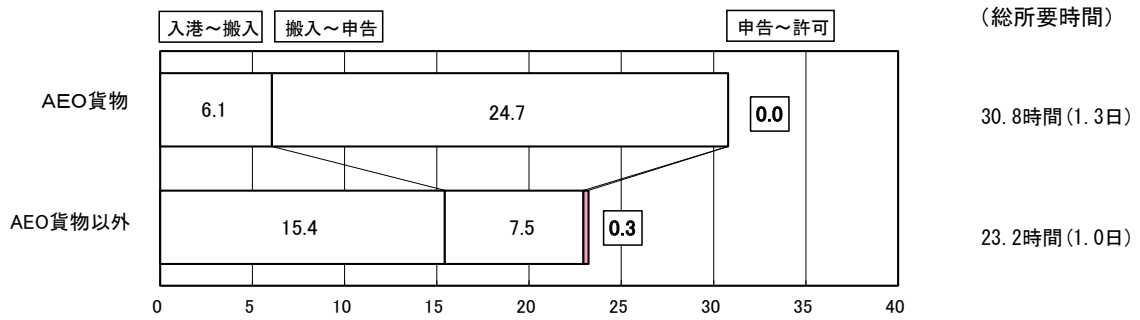


4. 入港から許可までの間に週末を含む場合と含まない場合の平均所要時間



Ⅲ. AEO貨物に関する調査結果

AEO貨物とAEO貨物以外の平均所要時間



(注)AEO貨物

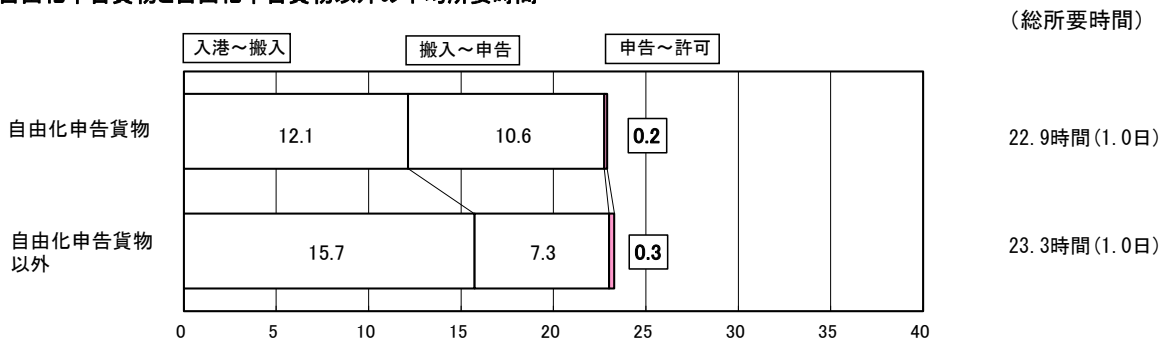
貨物のセキュリティ管理を含む法令遵守体制が整備された者として税関長の承認を受けた輸入者について、貨物の引取り後に納税申告(特例申告)を行うことが可能な制度が導入されており、この制度を利用して輸入申告される貨物をいう。

【参考】AEO貨物の総所要時間が長い理由

AEO貨物以外の航空貨物については総所要時間が短いSP貨物が調査件数の多くを占めている一方で、AEO貨物についてはSP貨物の占める割合が約1%と非常に少ないため、AEO貨物とAEO貨物以外の総所要時間を比較するとAEO貨物が長くなっているものと考えられる。

Ⅳ. 自由化申告貨物に関する調査結果

自由化申告貨物と自由化申告貨物以外の平均所要時間



(注)自由化申告貨物

原則として、貨物の輸入申告は、貨物が蔵置されている場所を管轄する税関官署に対して行うこととされているが、貨物のセキュリティ管理を含む法令遵守体制が整備された者として税関長の承認等を受けた輸入者及び通関業者については、輸入申告に係る貨物が置かれている場所に関わらず、いずれかの税関官署に対して輸入申告を行うことが可能となる制度(輸出入申告官署の自由化)が導入されており、この制度を利用して輸入申告される貨物をいう。